省　令

○総務省令第一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　北村　誠吾

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第１の１（第６条関係）　対象設備に係る設備区分

対象設備	設備区分	
第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）	［略］ 加入系中口径管路 ［略］	［略］
［略］		

別表第２の２（第６条関係）　正味固定資産価額算定に用いる数値

項目	数値	単位
［略］		
き線管路総延長	129,850	km
［略］		
電線共同溝総延長	1,500	km
情報ボックス総延長	8,196	km
［略］		
整流装置用蓄電池所要面積(7)	15	㎡
［略］		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.8118	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6872	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7229	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	1.0045	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6433	—

改正前

別表第１の１（第６条関係）　［同左］

対象設備	設備区分	
第一種指定端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び第一種指定端末系交換等設備との間等に設置される伝送装置等を除く。）	［同左］ 加入系中口系管路 ［同左］	［同左］
［同左］		

別表第２の２（第６条関係）　［同左］

項目	数値	単位
［同左］		
き線管路総延長	132,069	km
［同左］		
電線共同溝総延長	1,483	km
情報ボックス総延長	8,122	km
［同左］		
整流装置用蓄電池所要面積(7)	17	㎡
［同左］		
土地単価時点補正係数（北海道）	0.8009	—
土地単価時点補正係数（青森県）	0.6907	—
土地単価時点補正係数（岩手県）	0.7265	—
土地単価時点補正係数（宮城県）	0.9647	—
土地単価時点補正係数（秋田県）	0.6519	—